

## 「下肢閉塞性動脈硬化症の患者への弾性ストッキング装着に関連した事例」等を掲載

日本医療機能評価機構は、2017年3月に「医療事故情報収集等事業第48回報告書」を公表しました。

報告書では、個別のテーマ「下肢閉塞性動脈硬化症の患者への弾性ストッキング装着に関連した事例」を取り上げています。

弾性ストッキングの装着にあたって、看護職は、実施前に必ず既往や下肢の状態を確認し、禁忌事項に該当しないか確認した上で実施し、実施後は変化がないか観察が求められますのでご紹介します。

### 【個別のテーマ】

下肢閉塞性動脈硬化症の患者への弾性ストッキング装着に関連した事例

### 【事例の概要】

下肢閉塞性動脈硬化症（ASO）の患者へ弾性ストッキングを装着し虚血症状を生じた。患者がASOであることを、医師・看護師ともにもしくはどちらかが把握していた事例と、事例発生後に分かった事例があった。医師から装着の指示があった事例と、指示がないまま装着した事例（患者の既往などを考慮せず、血管内治療出棟時に一律に装着）があった。

- 手術や治療の際には、患者の情報を適切に把握する必要があり、医療者間で必要な情報を共有できるような仕組みが重要である
- 自施設で採用している弾性ストッキングの添付文書を確認しておくことや、手術や治療を受ける患者に一律に使用するのではなく、弾性ストッキングの装着に注意が必要な患者には装着しないなどの医療機関の取り決めに沿った対応ができるよう、マニュアルなどの整備やその周知が必要である

出典) 公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部; 医療事故情報収集等事業第48回報告書(2016年10月~12月)2017年3月27日 一部改変

ASOであることは把握していても、ASOの患者に弾性ストッキングの装着が禁忌であることを医師も看護師も認識しておらず装着したり、手術を受ける患者に一律に装着していたため装着した状況がありました。医師から装着の指示や、周手術期のケアとしてルーチンとして装着することになっていても、患者の既往と下肢の皮膚を確認し、情報があれば主治医に報告、弾性ストッキングの装着について再度指示を確認することが必要です。

報告書では、他にも、「腫瘍薬に関連した事例」「蘇生時、アドレナリンを投与するところノルアドレナリンを投与した事例」などが掲載されています。

報告書は、同機構HP (<http://www.med-safe.jp/contents/report/analysis.html>) でご覧いただけます。